



U.S. Citizenship and Immigration Services

Japanese

CW-1 ビザ：CNMI 限定移行期労働者

CNMI

限定移行期労働者 (CW) ビザ区分では、北マリアナ諸島 (CNMI) の雇用者がその他の非移民労働者分類では労働できない外国人労働者 (非移民) を雇用する一時許可を申請することを許可するものです。CW 区分は、かつての CNMI 外国人労働許可システムから米国移民システムへ移行する方法を提供するものです。

CW 非移民区分は一般的に以下のように呼ばれます。

- CW-1: CNMI 限定移行期労働者
- CW-2: CNMI 限定移行期労働者の扶養家族

一般的な資格要件

雇用者

CW

ビザステータスを持つ労働者に対する条件として、雇用者は以下該当していなければなりません。

- 合法的な事業に従事している**
- このポジションに対して雇用できるあらゆる米国労働者を考慮する
- CNMI における雇用者の事業の性質に一致する雇用条件を提供する
- 移行期労働者を雇用するために必要な書類を提出する
- 次のような雇用に関する連邦および CNMI の要件すべてに順守する。例えば、無差別、職業安全、最低賃金の要件など

- 労働者が何らかの理由で入国許可期間終了前に不本意に解雇された場合、当該労働者の最後の外国居住地までの妥当な旅費を支払う

**合法的事業とは、サービスや商品を利益のために生産する実際に活動して経営する商業的もしくは企業家的事業、または政府の、慈善的、もしくはその他正当に認識される非営利事業体と定義されます。この事業は CNMI で事業を行う法的要件を満たしていなければなりません。事業が売春、人身売買、または連邦法もしくは CNMI 法で違法となるその他の行為に直接または間接を問わず関与している場合は、合法的とみなされません。

労働者

外国人労働者は、移行期間中、以下に該当する場合 CW-1 非移民と区分されます。

- 米国移民法で その他の雇用ベースの非移民ステータスに該当しない
- 居住者の労働力を補足するために、外国人労働者を必要とすることが指定される職業分野で働くために、CNMI に入国または滞在する
- CNMI で事業を行う合法的な雇用者が提出する請願の受益者である
- CNMI 以外、米国に在留していない
- CNMI に在留する場合、CNMI に合法的に在留している
- そうでなければ米国に入国できるまたは入国できない理由に対する必要な免除を認められている

申請手続き CW-1 および SW-2 ステータス

雇用者

状況	必要な手続き	および
連邦非移民ステータス (例えば、F-1 または H-1B など) を持って CNMI に合法的に在留している 1 人以上の労働者のための請願をしている場合	\$325 の申請手数料を添えて、Form I-129CW を提出する	各受益者につき \$150 の必須の「CNMI 教育基金手数料」を提出しなければならない。
CNMI 許可または USCIS	\$325 の申請手数料を添えて、Form	各受益者につき \$150 の必須の「CNMI

もしくは CBP が許可する臨時入国許可を持って CNMI に合法的に在留する 1 人以上の労働者の請願をしている場合	I-129CW を提出する	教育基金手数料」を提出しなければならない。また、CNMI でステータスの許可を要求している場合、雇用者または労働者のどちらかが \$85 の生体認証手数料を支払わなければならない。
海外の領事館手続を依頼している 1 人以上の請願をしている場合	\$325 の申請手数料を添えて、Form I-129CW を提出する	各受益者につき \$150 の必須の「CNMI 教育基金手数料」を提出しなければならない。 <u>生体認証手数料は支払わない。</u> 労働者がビザを海外で申請する際、国務省が生体認証手数料を要求することがある。
非移民労働者の CW ステータスの延長を依頼している場合	\$325 の申請手数料を添えて、Form I-129CW を提出する	各受益者につき \$150 の必須の「CNMI 教育基金手数料」を提出しなければならない。

労働者

CNMI で合法的に居住および労働している外国人労働者

1. CW

ステータスを取得するには、雇用者は次の書類をすべて提出しなければなりません。

- 申請料を添えた Form I-129CW (CNMI 限定非移民移行期労働者請願書)
- 必須の \$150 教育基金手数料
- 正確でかつ資格条件を満足する、あなた、あなたの雇用者および仕事のポジションについて提供される情報を認証する裏付けとなる証拠

CNMI 許可または USCIS もしくは CBP による臨時入国許可を持って CNMI に合法的に在留する場合で、あなたが海外ではなく CNMI で CW-1

ステータスの許可を依頼している場合、雇用者は請願に生体認証手数料も含めなければなりません。

2. CNMI で直接ステータスの許可が依頼されるほとんどの場合、雇用者が Form I-129CW を提出した後、USCIS は雇用者に連絡を取り、あなたがサイパンの TSL プラザにある USCIS アプリケーション サポート センターに行って指紋採取と写真撮影が必要なことを指示します。これによって、DHS は必要な保安検査を行うことができます。
3. Form I-129CW が承認されると、USCIS は承認通知を雇用者に送付し、雇用者はこの書類のコピーをあなたに渡します。承認通知は、CNMIにおける CW-1 ステータス (添付される出入国記録 Form I-94 で証明される) が許可されたかどうか、または海外の米国大使館もしくは領事館へ行って CW-1 ビザの手続を求めることができるかどうかを指示します。

海外に居住し CNMI で雇用を求める外国籍の労働者

1. あなたの雇用者は、次の書類すべてを提出しなければなりません。
 - 申請料を添えた Form I-129CW (CNMI 限定非移民移行期労働者請願書)
 - 必須の \$150 教育基金手数料
 - 正確でかつ有資格条件を満足する、あなた、あなたの雇用者および仕事のポジションについて提供される情報を認証する裏付けとなる証拠
2. 請願が承認されると、USCIS は雇用者に CW-1 区分の請願が承認されたことを示す承認通知を送付します。雇用者は、海外のあなたの住所にこの承認通知の原本を送付する必要があります。
3. 承認通知を受け取ったら、近くにある米国領事館または大使館で、非移民ビザの面接のための予約を取る必要があります。

扶養家族のいる受益者

CW-2 ステータスの許可を求める CNMI にいる扶養家族は、雇用者が CW-1 請願を提出したら、雇用者の CW-1 本人の I-129CW 請願と同時に Form I-539

を提出することができます。扶養者は CW-1
 請願の許可が下りるまで待つことができますが、CNMI で CW-2
 ステータスの許可を得るには、I-539 の提出時に CNMI
 に合法的に在留していなければなりません。つまり、扶養家族は CW-2
 ステータスの資格を保持するために、I-129CW が許可される前に、I-539
 を提出する必要があるかもしれないということです。CW-2
 ステータスは労働を許可するものではありません。

状況	および	必要な手続き
CW-1 ビザで CNMI に入国するかまたは添付される I-94 と併せて承認通知を受け取った 後、CW-1 ステータスを取得する場合、	扶養家族（配偶者および 18 歳未満の子ども）は CNMI に合法的に在留する場合、	以下を提出することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ● Form I-539（ステータスの変更または延長の申請書） ● 申請手数料 ● 生体認証手数料 ● CW-1 区分における CNMI への入国書類 Form I-539 が承認されると、USCIS は承認された Form I-539 の証拠としての I-94 と共に、承認通知を受益者に送付する。
CW-1 ビザで CNMI に入国するかまたは添付される I-94 と併せて承認通知を受け取った 後、CW-1 ステータスを取得する場合、	扶養家族（配偶者および 18 歳未満の子ども）が海外にいる場合、	CW-2 ビザを申請することができる。米 国国務省にはビザ申請について別の 申請および手数料の要件がある。 。
海外の米国領事館または大使館 での CW-1 ステータスの領事館手続を依頼 している場合、	扶養家族（配偶者および 18 歳未満の子ども）が海外にいる場 合、	扶養家族も同時に CW-2 を申請することができる。米 国国務省にはビザ申請について別の申 請および手数料の要件がある。

滞在期間

CW ステータスは 1 年間有効です。CNMI に合法的に滞在するためには、CW ステータスを再登録するかまたは他の INA 非移民区分もしくは移民区分を取得しなければなりません。

雇用の終了

CW 非移民ステータスを持つ外国人労働者は、CW ステータスに関連する諸条件に違反すると、当該ステータスを失います。違反が単に雇用の終了によるもので、雇用終了日から 30 日以内に労働者が新しい職を取得し、雇用者が労働者の代わりにまじめな請願を提出する場合は、当該労働者はステータスに違反したとはみなされませんが、これは当該外国人労働者が CW ステータスのその他の諸条件に一切違反していない場合に限りです。

新規雇用が見つかった場合、外国人労働者が合法的に CNMI に残留するために、新しい雇用者は 30 日の期限が切れる前に請願を提出しなければなりません。外国人労働者は、新しい雇用者が請願を提出した後に限り、仕事を始めることができます。

新しい請願が 30 日以内に行われない場合、外国人労働者は CNMI を離れなければならないが、また当該労働者は CW-1 雇用の終了日をもってステータスなしとみなされます 30 日の期限後に当該労働者のために請願が提出された場合は、外国人労働者が戻って CNMI で新しい仕事を始める前に、承認請願および CNMI 国外の領事館で発行される CW ビザが必要です。

旅行

CW ステータスを取得したら、CNMI を離れることはできますが、CNMI に再入国するために適切なビザを持っている必要があります。CNMI にいる間に CW-1 または CW-2 ステータスを取得した場合、CW

ステータスの書類としてあなたには Form I-94 (出入国記録) が渡されます。しかし、Form I-94 だけでは CNMI に再入国するために有効ではありません。ですから、再入国を申請するために CNMI に戻る前に、海外の米国大使館または領事館で CW ビザを取得する必要があります。

米国国務省にはビザ申請について別の申請および手数料の要件がある。 CNMI 外の旅行についての詳細情報につきましては、[国務省ウェブサイト](#)をご覧ください。

CW

ステータスの保持者として、あなたは米国の他の地域を旅行することはできません。但し、フィリピン国籍の者は、フィリピンとグアム空港を経由して CNMI との間を旅行することができるものとします。